

第14期 大阪府公立小中学校主査会特別委員会報告

「主査の役割と意識に関するアンケート」
結果からの考察 (Part II)

平成25(2013)年7月29日 大阪府公立小中学校主査会 夏季フォーラム

〔目次〕

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| 1 これまでの特別委員会の提言 | 2 |
| 2 第13期特別委員会での報告 | 2 |
| 3 第14期特別委員会での取り組み 『主査の役割と意識に関するアンケート』結果からの考察 (Part II) | 4 |
| おわりに | 14 |
| 〔経過報告〕〔特別委員会名簿(順不同)〕 | 15 |
| 【資料】 | 16 |

はじめに

政府の教育再生実行会議は、平成 25 年 4 月 15 日、「教育委員会制度の在り方について」第二次提言を行い、①地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。②責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。ことをそのポイントとして挙げています。4 月 25 日には、第 85 回中央教育審議会が「第 2 期教育振興基本計画について」答申を行い、第一部総論として「我が国の危機回避に向けた 4 つの基本的方向性」、第二部各論として「4 のビジョン（基本的方向性）、8 のミッション（成果目標）、30 のアクション（基本施策）」を示しました。

国の予算をめぐっては、「平成 25 年度予算（案）主要事項」における財務省と文部科学省の連名で示された[別添]資料の中で、「義務教育費国庫負担金について」の第 3 項に、「今後の少子化の進展や国・地方の財政状況を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。」ことが示されています。また、「学習支援が真に必要な児童生徒への支援や、きめ細やかで質の高い指導の充実を実現するための加配」措置も引き続き行われ、「地域連携による質の高い教育の実現（100 人）」は、事務職員を含めた措置として説明されています。

このような状況に加え、地域住民の意識やニーズの多様化も相俟って、今後の公務員制度に関する議論や施策では、より具体的な内容と変更を伴って進められることが想定されます。学校事務職員に関する事項について、今後の私たちの取組においても、俯瞰の視点で注視していく必要があります。

大阪府教育委員会は、[平成 25 年度 市町村教育委員会に対する指導・助言事項]として、「大阪の教育力の向上に向けて」を示しました。特に、「第 7 章 学校の組織力向上と開かれた学校づくり」の 138 項では、昨年度は「校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減などの取組みを推進するにあたっては、『学校運営改善促進事業実施報告書』及び『学校運営改善研究事業実施報告書』を参考にするよう指導すること」とされていましたが、「学校事務を効率的に執行する観点から、事務の共同実施や学校間連携等の実施に向けた検討を進めること。」が加えられました。このことを踏まえた学校事務職員としての役割を担っていくことが重要となっています。

これまでも、平成 12 年に、市町村教育長あてに「市町村立小中学校事務職員の職務内容について」の通知と標準的な職務内容の例示を行い、平成 16 年には、「小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の一部改正で、主幹・主査・主事の職務内容について、「別に定める」旨の通知と「考え方の例」を示し、市町村教育委員会に「適切な対応」を求めています。それを踏まえたいくつかの市町村教育委員会では、「小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の別表で、新たに「学校運営」「地域連携」の内容を追加する等が行われています。

各市町村・地域・学校では、上記のような内容を踏まえて、子どもの学びと育ちを一貫して支える学校づくりや地域との連携などの取組が、学校事務職員や学校事務職員組織のチャレンジによっても広がりつつあります。そのような中で、高槻市・守口市・枚方市・貝塚市・能勢町では「学校事務支援センター」等の設置が行われました。さらにこれ以外の市でも「学校事務センター」などの構想で同様の制度構築に向けた研究・試行も行われています。一方で、全国的には共同実施の全県実施や事務長制の導入といった事例から考えると、大阪府や市町村教育委員会として、学校経営の機能化・効率化に向けた諸制度の改革として、さらに取り組んでいくことが必要となっています。（平成 25 年度『総会議案書』より引用）

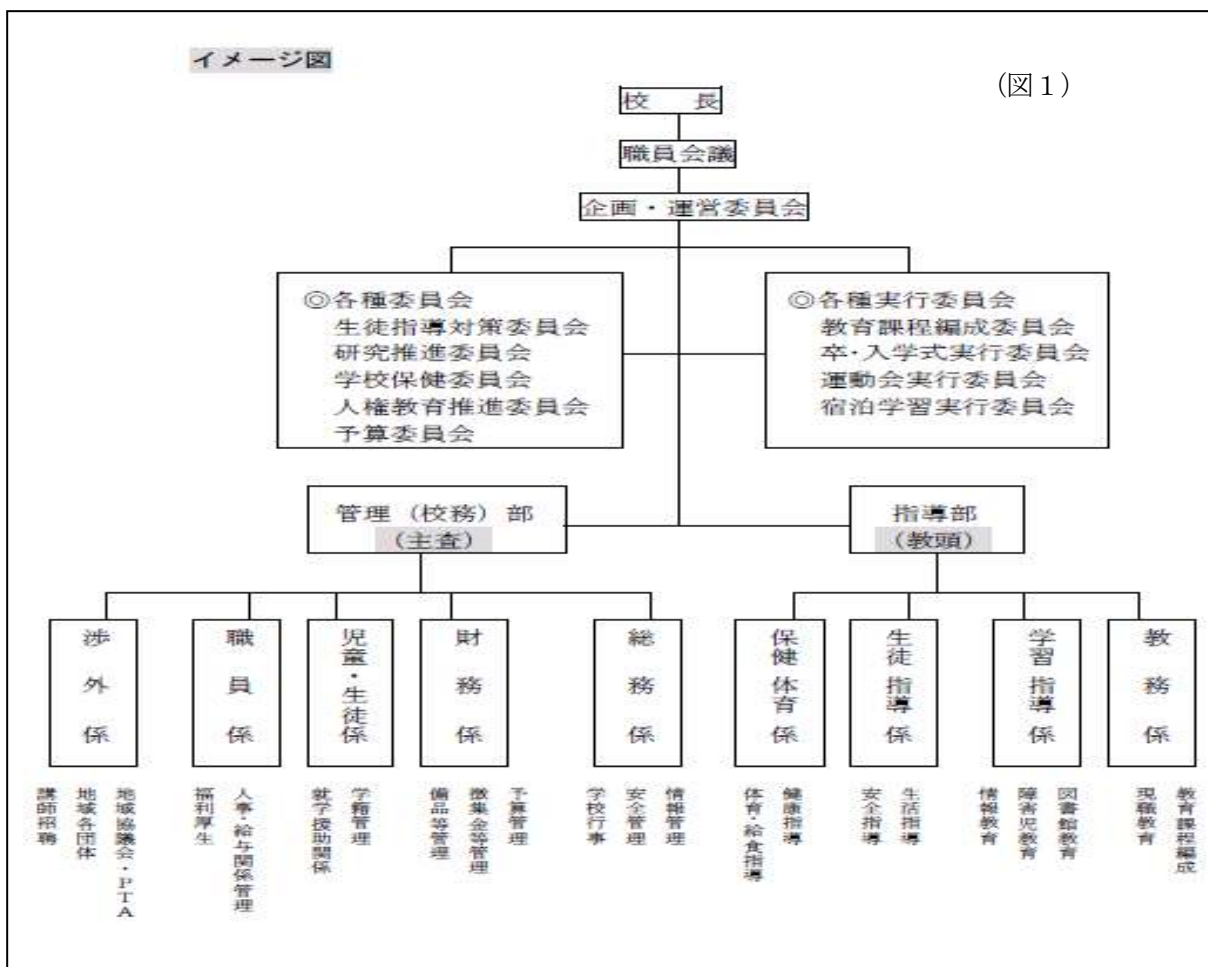
1 これまでの特別委員会の提言

大阪府公立小中学校主査会特別委員会（以下、「特別委員会」）では、学校経営機能強化のためには、事務職員の役割が重要との考え方から、

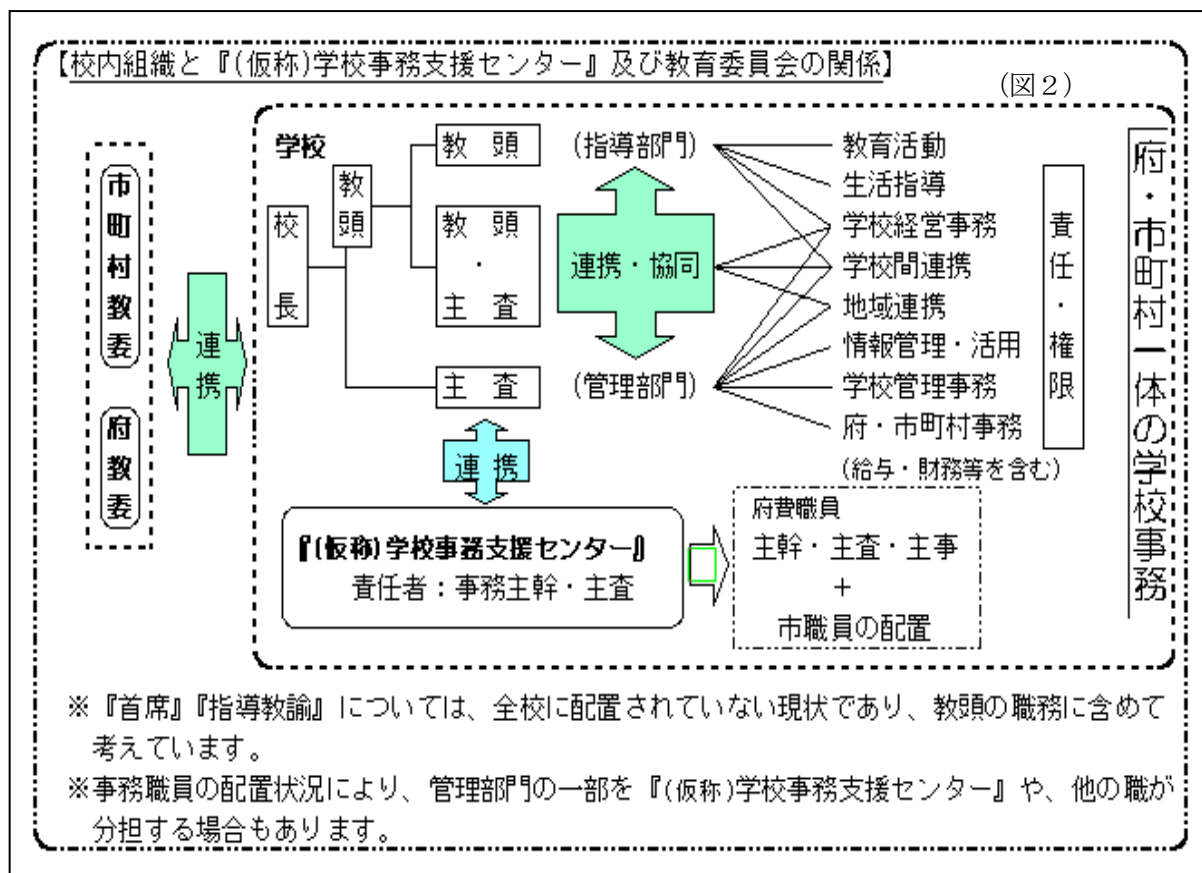
- ①学校経営において、事務職員が管理部門での役割を担い、指導部門の総括者である教頭と連携・協力した学校経営体制を構築する。そのために、学校に主査級の事務職員を配置する必要があり、それに向けて「共同実施」の推進や「市町村主査会」による支援等を通じて課題や問題の整理を進める
 - ②小学校と中学校などの学校間における連携や、地域と学校との協力・連携の中で、事務職員もそれらにおける役割を担う
 - ③新たな学校事務について、新規採用者の増加も踏まえた職務の能力向上研修や学校事務の標準化を進めるために、市町村単位での研修・育成、業務推進の体制整備を行う
- という3つの項目を柱に、研究を行ってきました。

2 第13期特別委員会の報告

第2期「特別委員会」報告（平成13年7月 夏季フォーラム）において、「学校の経営体制の充実・各セクションの責任体制の明確化等を外部から見てわかりやすくするため、指導部門の総括として教頭、管理（校務）部門の総括として主査」を想定した校務分掌表を提案しました。（図1）



その後の特別委員会でも、単数配置が多い事務職員配置状況や、学校内の状況分析等も踏まえての検討を行い、さらに第9期では、それらを具体的実現するための課題への対策も加味した内容を加えた報告が行われてきました。(図2)



第13期特別委員会では、これまでの特別委員会での研究と提言が、主査の意識改革や実践の拡がりに繋がっているのかを検証するために、全会員へのアンケート調査と主査会のある市町村には代表者か会長に常任理事会から調査を依頼し、現状の確認と問題や課題の検討を行い、これからの方向性について報告を行いました。

その報告では、「会員の意識の高さや主査の新たな職務や役割への関心の高さが伺えた一方で、市町村における主査の配置方針や役割について明確になっていない現状があり、今後、学校経営参画・小中一貫教育・学校間連携・地域連携などの取組をさらに進めるためには、共同実施の成果を共有し、ひとつのツールとして府内に拡げることで、学校経営の機能化、市町村全体の課題解消に向けた諸制度の改革につなげていく必要がある。」との課題提起を行いました。

3 第14期特別委員会の取り組み

『主査の役割と意識に関するアンケート結果』からの考察

(1) 校務分掌について

| 質問事項 | | はい | いいえ | 無回答 | |
|------|----------------|--|-----|-----|---|
| A | 校務分掌についてお聞きします | ①あなたの学校には、企画・運営などに関する委員会がありますか | 58 | 6 | 1 |
| | | ②はいの場合、あなたはその委員会のメンバーですか | 48 | 10 | 0 |
| | | ③あなたの学校には予算委員会がありますか | 42 | 23 | 0 |
| | | ④はいの場合、あなたは予算委員会を運営していますか | 40 | 2 | 0 |
| | | ⑤あなたの学校には、事務部・管理運営部の総括者がいますか | 21 | 42 | 2 |
| | | ⑥はいの場合、あなたは総括者ですか | 17 | 4 | 0 |
| | | ⑦校内の分掌などで主査として意識して仕事をしていますか | 61 | 4 | 0 |
| | | ⑧学校経営への参画を意識していますか | 64 | 1 | 0 |
| | | ⑨学校経営において管理部門を総括するために学校に主査級の事務職員を配置する必要があると思いますか | 57 | 3 | 5 |

【第13期での報告】

企画・運営に関する委員会や予算委員会は「ある」が多い。②、④については、主査として委員会のメンバーであるか、または、予算委員会を運営している人が多い。

事務部の総括者に関しては、総括者のいる学校は3分の1程度だが、その中では大半の主査が総括者に位置付いている。⑦、⑧、⑨については、主査が学校経営参画を意識している。

これまでの特別委員会が提言してきた「校内組織における主査の責任と役割として、主査が校務分掌改善の担い手になり、事務部の総括者に位置付く」ということを意識した実践に結びついていることが読み取れる。

【第14期での考察】

◆現状分析

○事務部の総括者がいる学校が3分の1程度となっていることに関して、「現在の学校はいわゆる鍋蓋型組織となっており、管理職である校長・教頭以外は職位に差がない教諭が大多数を占めている。その結果、学校をめぐる環境の複雑化に伴い、教頭の学校運営に係る各種調整のための業務が増大してきており、教員勤務実態調査暫定集計の結果においても教頭のこれらに係る勤務時間がかなり

長くなっている。より円滑な学校運営を実施していくためには、教頭の業務のサポートが必要となってきた。」との指摘がある。このような指摘を受けて、「校長を補佐し、担当する校務を自ら処理する副校長（仮称）制度や校長及び教頭を補佐して担当する校務を処理するなど、一定の権限を持つ主幹（仮称）制度の整備を行うこと」の必要性が示され、「既存の学校組織の在り方の見直しを行うとともに（中略）教頭の複数配置、主幹（仮称）や事務長（仮称）の配置」（平成 19 年 3 月 29 日 中教審答申『今後の教員給与の在り方について』）等の具体的な例も示されている。

これまでの学校運営におけるこのような状況もあり、教育部門の総括者でさえ明記されていない中で、管理部門の総括者を明記できにくい現状にあるが、総括者が明記されている場合においては、主査が総括者になっているのは多い。このことは、特別委員会が提言してきた「校内組織における主査の責任と役割として、主査が校務分掌改善の担い手になり、事務部の総括者に位置づく」ということを意識した主査の方々による実践の結果と考えることができる。

- 位置付けや職務の明確化が進まない理由を考える中で、比較として検討した高校事務室では、処務規程によって職階ごとの業務が決められており、原則として、事務長（事務部長）を頂点に主査、副主査（主事）という組織構成がなされ、職階ごとの権限や職務内容が定められているため、行政職員（事務室）としての職務分担も明確である。（資料 1）また、高校の組織体系として指導部門は学校長、管理部門は事務長（事務部長）を頂点とした明確な組織構成がなされている。しかし、小・中学校では、主査の未配置や事務職員の単数配置、臨時主事の配置など、学校によって様々な状況の違いがあり、そのような中で、教頭や教員も含めて管理部門の処理担当となっている場合があり、実質的な総括者に教頭が位置付いている一因とも考えられる。また、学校や教育委員会において、主査を総括者として位置付けて活用する考え方や育成方針ができていない現状もある。
- 1998 年の中教審答申以降、学校教育の充実に事務職員を活用する方向性が示され、事務長の配置や共同実施推進の施策等が示されてきたが、それらの成果が学校長をはじめとした教職員や特に市町村教育委員会事務局に十分に理解されていない現状がある。
- 子どもを取り巻く環境や社会状況の変化もあり、学校が新たな業務への対応を求められているが、それらの変化に対応する検討が学校で充分に行われていない結果、臨機応変的に教頭が担当している場合も多い。

【課題】

- 文部科学省が平成 18 年度に実施した「教職員配置に関する調査研究委託事業」で示した「新たな学校事務の業務内容の具体的例示」（※及び資料 2）等を参考に、学校における対応策を含めて精査するとともに、機能化・効率化の検討と併せて役割分担や組織のあり方を検討すること。
- 事務職員の配置状況やスキルアップ等の問題に対応する手法としての共同実施や事務処理の方法等の改善策を検討し、主査の活用等も含めた機能的な校務分掌の改善に取り組むこと。

※参考

【「教職員配置に関する調査研究委託事業」と『新たな学校事務の業務内容の具体的例示』】

文部科学省は、平成 18 年度に全国 5 地域（後に 6 地域）を指定して、「教職員配置に関する調査研究委託事業」を実施した。この事業のねらいとして「学校経営の主体としての学校事務」について、「学校のトータルプロデューサーを目指す新しい学校事務職員像の構築」を掲げ、「新た

な学校事務の業務内容の具体的例示」を示しました。

この研究・実践は、文部科学省の「新教育システム開発プログラム事業」の委託研究として「学校経営支援システム研究会」へと受け継がれ、平成20年1月23日には「学校経営支援フォーラム」が開催されました。「同研究会報告書」の中で、代表の兵庫県立大学清原正義教授は、学校事務の共同実施は、学校事務の効率化と教員の事務負担軽減に有効であり、近年学校で増加しているマネジメント(経営・管理)支援を事務職員が担うための基盤として機能していると評価し、さらに事務職員が学校経営の中核を担うことによって学校経営機能を強化し、学校の自主性・自律性の確立に貢献することができるとまとめています。

(第10期 『特別委員会報告』より抜粋)

【解決策】

- 大阪府教育委員会が示した『市町村教育委員会への指導・助言事項』～「大阪の教育力」の向上に向けて～の138項にある「『学校運営改善研究事業実施報告書』等を参考にすること。」や、平成25年度に新たに付け加えられた「事務の共同実施や学校間連携等の実施に向けた検討を進めること。」を踏まえて検討する。
- 主査としての業務を明確にする。
- 経営参画を通して問題点、課題、解決策を可視化し、教育委員会に提言する。
- 中学校区単位の共同実施組織と連携し、事務職員を管理部門の担当者(主査は総括者)に位置付けた校務分掌表を提案する。
- 共同実施組織の活用を前提にした主査の適正配置を行う。

(2) 小中一貫教育、学校間連携について

| 質問事項 | | はい | いいえ | 無回答 | 具体的な内容 | |
|------|-----------------------------|---|-----|-----|--------|---|
| B | 小中一貫(連携)教育についてお聞きします | ①小中一貫(連携)教育に関わることは必要だと思いますが現在関わっていることがありますか | 25 | 39 | 1 | ○ |
| | ②小中一貫(連携)教育に関わることは必要だと思いますか | 60 | 1 | 4 | | |

【第13期での報告】

質問事項①は、学校として小中一貫教育に取り組んでいるのであれば、当然事務職員として関わる必要があるのではないかという意図での質問だったが、質問の設定が不十分であったため、回答しにくかったようである。

②については、回答者のほとんどが関わることは必要であると考えている。

小中一貫教育への参画を必要と思っている人は多いが、アプローチの仕方がわからない場合や、学校現場や市町村での現状の中で、関わりにくい状況があるのではないか。

一方で、質問事項①の具体的な内容には、小中一貫教育推進委員会のメンバーとなっていたり、推進委員会事務局への参画、事務連携やカレンダーの作成など積極的に関わっている状況があり、関わりの糸口が見つかれば、主査の参画もより進んでいくと考えられる。

【第14期での考察】

◆現状分析

- 子どもたちの様々な問題に対応していくために、小・中学校間をはじめとした教育関係機関の連携を重要視した学校教育施策は全国的な傾向となっている。府内での学校事務職員の取り組みでも、小・中学校間での情報交換・連携の取り組みから、小中一貫教育推進委員会事務局への参画によって教育活動における連携推進での役割を模索する取り組みが広がりつつある。
- 一方で、アンケート結果に見られる「参画を必要と思っている人は多いが、アプローチの仕方がわからない場合や、学校現場や市町村での現状の中で、関わりにくい状況」の背景に、教育活動を中心とした連携会議などが形式化している場合等に、事務職員が入りにくい状況も考えられる。

【課題】

学校が多忙化する中で、中・長期的な視点から、子どもたちの状況を改善することや、学校力の向上や地域力向上に学校が寄与していくこと等に果たす小中一貫教育のねらいや効果を再確認するとともに、学校課題や教育課題に連動した施策として捉えること。

【解決策】

- 小・中の連携によって改善されるねらいや効果を踏まえた事務職員の関わりを提案していく。
- 教育活動における合同研修やそこでの事務局運営に参画する。
- 事務局運営等への参画がしにくい状況なら、交流やイベントからでも役割を担っていく。
- 事務職員の資質向上研修に取り組む。

(3) 共同実施について (市町村代表者へのアンケートも参照)

| 質問事項 | | | はい | いいえ | 無回答 |
|------|----------------------|-------------------------------|----|-----|-----|
| C | 共同実施（事務連携）についてお聞きします | ①あなたの市町村では共同実施（事務連携）を実施していますか | 44 | 21 | 0 |
| | | ②はいの場合取り組んでいる内容は広がっていますか | 31 | 11 | 2 |

| 市町村代表者への質問事項 | | | はい | いいえ | 無回答 |
|--------------|---------------------|---------------------------|--|-----|-----|
| H | 市町村への取り組みについてお聞きします | ①共同実施に関する定数改善計画書を提出していますか | 9 | 11 | 0 |
| | | ②共同実施、事務連携の研究や実践をしていますか | 8 | 10 | 2 |
| | | | ↓（どんな役割か） | | |
| | | | ブロック内の責任者（6） 校長、教頭との連絡調整（4） 市町村教育委員会との連絡調整（3） 副主査・主事への助言（6） | | |

【第13期での報告】

共同実施に取り組んでいる市町村では、内容が広がっているとの回答は多いが、一方で「いいえ」（広がっていない）と答えている市町村も少なからずある。

広がっていない理由として、「事務」の「共同実施」が、学校及び市町村教育委員会の取組においての優先順位が低いことが考えられる。

【第14期での考察】

◆現状分析

広がっていない理由として挙げられている背景に、「共同実施」は「事務の共同実施」というイメージが強く、事務職員だけの「共同実施」と捉えられている場合があることや、「共同実施」は将来的に人員削減につながるという考えから、取り組みに消極的になる傾向が見られる。

ここ数年にわたり、『市町村教育委員会への指導・助言事項』の中でも、『学校運営改善研究事業実施報告書』等を参考にすることが求められているが、内容についての説明等がないこともあり、理解がされないまま、教育活動の充実に生かされていない現状がある。

【課題】

- 『定数改善計画』や府教委の施策の趣旨や効果を市町村教委や学校長に周知すること。
- 共同実施組織の中に主査を位置付けるための学校管理運営規則や要綱を制定すること。

【解決策】

- 共同実施のねらいを明確にする。
- 事務職員が学校経営に参画することや学校間連携(共同実施)等の取り組みへの共通理解を広げる。
- 共同実施にからめて、主体的に調整役を担うような手立てを考える。
- ネーミングの工夫が必要。(例) 連携組織など

※参考

【『学校運営改善研究事業実施報告書』（平成20年度）から引用】

—事業の目的—

「学校が様々な課題に直面する中で、教職員が子どもと向き合う時間や教材研究をする時間等を十分に確保することが重要であることから、各学校が主体的に校務分掌や会議の在り方の見直しを行うなど、機動的かつ機能的な学校運営の在り方について調査・研究し、学校運営の改善に資すること」

—共同実施の成果—

「事務の共同実施による学校運営改善にかかる成果は、教員の事務負担軽減や心理的負担の軽減にとどまらない。児童・生徒に関する様々な情報にも精通している事務職員が、学校経営に深く参画することにより、児童・生徒への指導に教室の外からの視点を導入することができるようになる。

さらに、それらの取り組みで生み出した時間を教員が指導に活かすことで学校の運営を改善することが可能になった。この点は大きな成果であることを特筆しておきたい。」

(4) 渉外について

| 質問事項 | | はい | いいえ | 無回答 | 具体的な内容 | |
|------|------------------|------------------|-----|-----|--------|---|
| D | 渉外についてお聞き します | ①地域連携業務へ参画していますか | 26 | 36 | 3 | ○ |
| | | ②PTA業務での役割はありますか | 40 | 25 | 0 | ○ |

【第13期での報告】

地域連携業務には、約3分の1が参画している。地域行事への参加や校区連携推進協議会のメンバーとして、関わっている。PTA業務での役割は、会計・会計補が多い。

地域、保護者と連携した取組に関わっていこうとする姿がみえる。PTA業務に関しては、財務に関わる事務職員というイメージとの関連性が伺える。

【第14期での考察】

子どもたちを取り巻く状況の変化に対応して、学校にも新たな業務への対応が求められている一方で、財政的な問題もありそれらに見合う定数の確保がなされていない現状がある。そのような中で、外部人材の活用や地域力の向上等の方策が示されており、学校としても渉外の業務が重要となってくる。したがって、学校の渉外業務を、すべての職員の重なりという業務と捉える必要があり、授業という時間的拘束が少ない事務職員は、窓口としての役割も含めて対応ができる。

① 地域連携

◆現状分析

地域との連携について、現状では学校の代表という位置付けもあることから教頭が担当している場合が多い。また、組織的にも明確に位置付けがなく、その時々に対応となっている場合もある。今後は、学校の組織として位置付けた対応を考える中で、事務職員としてどんな役割を担うか整理する必要がある。

昨年度の研修会では、教頭との連携を緊密にすることで事務職員が的確に対応できている実践報告が行われている。(池田市立池田中学校区の試み)

今後は、文部科学省が示している定数改善計画等(地域連携強化のための事務職員加配)の方策も踏まえながら具体的な検討を進める必要がある。

【課題】

○学校としての業務や学校職員が担当すべき職務内容の精選

【解決策】

○組織を円滑に運営するためには、重なり業務を意識し、教職員の業務分担のあり方を検討する。

○ボランティア等の人材活用の業務に携わる。

○学校支援地域本部事業へ関わる。

○事務職員自身が積極的に関わり、業務遂行の問題点を明確にすると同時に、事務職員が関わることの効果とその検証も行う。

② P T A業務について

◆現状分析

地域力の向上や地域との連携を進めるにあたって、P T Aという組織の存在は重要であり、組織構成員でもある事務職員がP T A業務にかかわることで、教員の負担軽減にもなっている。一方で、これらの取組を広げるには、事務職員が関わることで果たすべき役割や意義について、事務職員のモチベーションアップにつながる方向性を示す必要もある。

【課題】

- P T A力を高める観点からの参画のあり方を検討すること。
- 業務を担うだけでなく、学校予算（財務）を担当していることから、いろいろな人・物・予算・情報を学校運営に活用すること（法令順守と説明責任への対応）

【解決策】

- 地域、P T Aとともにある学校づくりの視点を持つ。
- 学校事務職員として、P T A会員として積極的にかかわる。
- P T Aと学校の連絡調整が必要であり、のりしろの部分を事務職員が担当する。
- 事務支援センターや連携組織を活用して、中学校区地域と考えてかかわっていく。

(5) その他

ア 市町村主査会の設置について

| 質問事項 | | はい | いいえ | 無回答 |
|------|------------------------------|----|-----|-----|
| E | その他 ①市町村に主査会を設置する必要があると思いますか | 58 | 5 | 2 |

| 質問事項 | | はい | いいえ | 無回答 |
|--------------------|-------------------|--|-----|-----|
| I 市町村主査会についてお聞きします | ①市町村主査会が組織されていますか | 6 | 14 | 0 |
| | | ↓ (活動内容) | | |
| | | 研修会の実施 (6) 市町村教育委員会との情報交換 (6) 広報活動 (2) 総会、会議の実施 (5) 大阪府主査会との連携 (4) その他 (事務職員研修と新任教職員研修の「学校事務について」の企画、立案、講師・市教委への提言活動) (1) | | |

【第13期での報告】

市町村に主査会の設置を望む人が多いが、市町村代表者へのアンケートでは、設置されていない市町村が多い。この間、特別委員会としても、主査の意識改革や事務連携等の促進に向けて、市町村主査会の設置を訴えてきたが、まだ成果として広がっていないのが現状である。

【第14期での考察】

◆現状分析

府内市町村における『主査会』の現状は、いくつかの市町村では『教頭会』や『研究会』などと同様に『任意団体』ではあるが教育委員会との連携の中で活動できている。しかし、多くの市町村においては、主査に対する市教委主催での連絡会議や育成研修等が十分にできていない現状の中で、本主査会と同様に自覚ある主査が中心となり、様々な内容への対応や資質向上に向けた取組を行っている。

市町村教育委員会が対策を行わない原因として、給与負担者と服務監督者が違うことに加え、教職員の中でも少数職種であり、学校規模等に応じて配置の状況が違う学校事務職員の活用や育成に関する責任の所在が明確でないこと。それらの必要性は認識していても、教育課題が優先される中で対応が後手になっていること。さらに、学校事務職員の側にも、「主査会」として職階の活用を積極的に推進することについての抵抗感が一部に存在していることなどが考えられる。

しかし、学校事務職員の職階については、法的な根拠に基づいて任用されていることから、府教委は任命権者として、市町村教育委員会は服務監督者として、任用された職階に応じた人材活用に関して、使用者責任や説明責任を果たすことができる制度や内容を明確にしていく必要がある。

【課題】

- 主査としての職務に関する位置付けを明確にした制度の構築。
- 主査の職務に関する連絡会議の開催。
- 主査の職務能力向上に関する育成研修の実施。
- 主査の職務に応じて校内や共同実施組織に位置付けること。
- 文部科学省が「置くことができる」とした『事務長』の活用を検討すること。

その際に考えるべき内容

- ・リーダーとしての位置付けと管理職的な位置付けについて
- ・役割に応じた配置について
- ・偏在している主査配置の現状について

※副主査、主幹とのかかわりも考える必要がある。

【解決策】

- あるべき職務・職責を互いに研究し、中学校ブロックにおける総括者としての実践を共有するなど、主査自らの資質向上を目的とした主査会の設置を市町村教委へ要望する。

イ 今後主査の新たな職務、主査の役割について

| 質問事項 | | 具体的な内容 |
|------|-------------------------------|--------|
| その他 | ②今後主査の新たな職務としてどのようなものが考えられますか | ○ |
| | ③主査の役割とは何ですか | |

| 市町村への質問事項 | | はい | いいえ | 無回答 |
|-----------------------|---------------------------------|---|-----|-----|
| F 主査の配置について お聞きします | ①主査の配置について市の方針として 配慮がされていますか | 6 | 14 | 0 |
| | | 小中連携ブロックにバランスよく配置 (3) 複数配置 (1) 新規採用者と複数配置 (4) 臨時主事と複数配置 (1) 教育課題校 (3) 異動年限を短く (1) | | |

| 市町村への質問事項 | | はい | いいえ | 無回答 |
|--|--|----------|-----|-----|
| G 主査の役割について お聞きします | ①主査の役割の規定や通知はあり ますか | 11 | 9 | 0 |
| | | ↓ (具体的に) | | |
| | 学校管理運営規則 (9) 職務要綱 (2) 標準的職務内容通知 (3) その他 (0) | | | |
| | ②主査 (主査会) として担っている 役割・責任はありますか | 8 | 12 | 0 |
| ↓ (具体的に) | | | | |
| 研修会の立案 (6) 研修会の講師 (6) マニュアル作成 (2) その他 (企画・運営委員会に出 席、市教委への提言活動) (1) | | | | |

【第13期での報告】

主査の新たな職務としては、「児童・生徒等情報管理」、「学校評価」「教育課程進行管理」、主査の役割としては、「校区ブロックの中心的役割 (まとめ役)」「学校運営のコーディネート役 (人、物、金、情報)」「事務部門の総括者」「事務の指導主事的な役割」を挙げている回答者が多かった。

主査の配置については、6市町村で方針として配慮がされており、内容としては、新規採用者との複数配置、教育課題校、小中連携ブロックにバランスよく配置されているという回答が多かった。

また、11市町村で主査の役割についての規定や通知があり、8市町村で、主査として担っている役割・責任がある。

質問項目G-①では、府内市町村の数から見れば、11市町村という数が多い方ではないが、市町村教委が規定や通知を作っていること自体が重要である。一方で、G-②からは、規定はあっても、具体的な役割を担っているかと言えば少し減る傾向にある。

これまでの特別委員会では、「教頭と役割を分担して学校経営に参画するのであるならば、全校に主査級の事務職員を配置する必要がある」と述べている。

主査の役割については、地域的な特色も含めて、幅広い考え方があり、Fの回答で示されている6市町村では、現状の主査配置の中での工夫として、主査の職階に基づいた活用が行われていると考えられる。これらの内容も参考にさらに検証が必要である。

【第14期での考察】

◆現状分析

これからの学校事務職員の役割を考えると、大阪府教委の例示を受けて市町村教委が示した『職務内容の例示』や、文部科学省が平成18年度に「教職員配置に関する調査研究委託事業」を実施する際に示した『新たな学校事務の業務内容の具体的例示』（第10期特別委員会報告書資料）を参考として考えてきた。

また、市町村教委が独自に職務内容の例示を行っていない場合には、府教委の例示を準用して考える必要がある。それらを踏まえて、これからの学校における主査の中心的な業務は「学校をマネジメントすること」にあると考えた。

しかし、主査が全校に配置されていない状況や、世代交代が急速に進む中で、それを踏まえた人材育成が重要となっている。

このような状況を踏まえて、これまでに本主査会及び市町村主査会、共同実施を活用した取組等が行われてきたが、このような自主的な取組に依存する現状では困難と言わざるを得ない。

【課題】

- 人材育成に関する基本方針がなく、経験的な方針とスキルに頼っていること。
- 採用が長期間中断したことにより世代間のギャップがあること。
- 旧世代においては教育事務所単位での照合事務等がOJTの機会となっていたが、現在はSSCにおける電話等での対応が中心となり、研究会活動以外では孤立しがちであること。

【解決策】

- （仮称）「人材育成基本方針」の制定と育成システムを確立する。
- 主幹及び主査・副主査等への育成に関するスキルアップ研修や具体的な事例を示した実践研修を実施する。
- 主幹や主査の役割に応じた配置を含めた組織の整備を図る。

ウ 若い世代がやりがいや将来展望を持てる学校事務について

| 質問事項 | | | 具体的な内容 |
|------|-----|--|--------|
| E | その他 | ④若い世代の人たちが、やりがいや将来展望を持てる学校事務とはどんなことですか | ○ |

【第13期での報告】

回答では、学校経営に参画し、事務職員の職務が教育の充実に繋がっていると実感できることや事務職員制度が確立されていること、学校経営スタッフとして管理職や教職員に理解されることなどが、あげられている。

【第14期での考察】

第13期のアンケートでは、現主査が自分たちの経験を踏まえて次世代の学校事務職員を考えた結論を示した。その結果については、次の世代のニーズに合致しているかという検証が必要であり、むしろ、この結論を参考に、次の世代の方々が自らの方向性を研究していくことに期待したい。

エ 主査会への要望

【第13期の報告】以後に常任理事会へ提出済であることから、【第14期での考察】は省略

おわりに

「学校事務職員は少数職であるがゆえに、その効果も重要である」との指摘があるように、学校に配置されている“唯一の行政職員”として、その“専門性を発揮して学校経営に参画する”ならば、その効果は大きい。現在、学校長や教頭の多忙化を解消するために首席等の配置も進められている。しかし、現在の学校教育の活性化に向けては、学校だけでなく“総がかり”での対応が求められている中で、職務内容や経験の上からも教員とは違う視点を持つ学校事務職員の専門性を活用することが、重要である。

第13期のアンケート結果からは、これまでの特別委員会報告における提言が会員に浸透していることを実感した一方で、学校教育の活性化に向けた対応策の中で、学校長や教育委員会事務局においては、“事務職員の活用”に対する理解や具体策制定での優先順位が低い状況にあることも見えてきた。

その原因として、事務職員自身の共通理解やアピールの不充分さ等もあり、管理職や教員及び教育委員会事務局による具体的な施策の不足等、様々な要因が重なり合う中で現状の問題が生じていると感じた。

今後は、今回報告した内容を参考に、学校や市町村教育委員会が、“学校教育力の向上”に対応する具体策として、学校事務職員の活用とその育成に向けた方策を制定することが必要である。

その際には、

- 学校教育の活性化に向けての学校経営参画や学校間連携、地域との連携における学校事務職員の専門性を発揮した各市町村での取り組みを整理し、事務職員の共通理解を構築する。
- 各市町村の主幹や主査が中心となり、地域の特色や状況に対応する重点課題を明確にした取り組みを提起する。
- 市町村における主幹や主査会等の連携により、“専門性を発揮する学校事務職員力”の育成に向けた具体策を学校長や関係機関に提言する。
- 役割に応じた主査の適正な配置を行う。
などが考えられます。
今後も、主査の意識改革や実践が広がるような研究・実践報告を続けていくことと併せて、それらの効果や成果を能動的にアピールしながら事務職員の共通理解を広げていく取組が重要であると考えます。

経過報告

| | |
|-------------------|-----------|
| 平成 24 年 10 月 22 日 | アウイーナ大阪 |
| 平成 24 年 11 月 15 日 | 守口市教育センター |
| 平成 25 年 1 月 22 日 | 守口市教育センター |
| 平成 25 年 2 月 25 日 | 守口市教育センター |
| 平成 25 年 5 月 15 日 | 守口市教育センター |
| 平成 25 年 6 月 10 日 | 守口市教育センター |
| 平成 25 年 7 月 4 日 | 守口市教育センター |
| 平成 25 年 7 月 16 日 | 守口市教育センター |

特別委員会名簿

| | | |
|-------|---------------|-----------------------|
| 委員 長 | 守口市立金田小学校主査 | 反町 波子 |
| 副委員 長 | 豊中市立第二中学校主査 | 辻川 幸治 |
| 委員 | 岸和田市立山直南小学校主査 | 田所 広行 |
| 共同研究者 | 守口市立第一中学校主幹 | 石原 稔 |
| 共同研究者 | 吹田市立千里第三小学校主幹 | 有岡 雅裕 (平成 25 年 3 月まで) |
| 顧問 | 吹田市立南山田小学校主査 | 若菜 繁雄 (前会長) |
| 担当役員 | 守口市立第一中学校主査 | 炭屋 勝久 (前副会長・現会長) |

個人へのアンケート結果

回収率63% (65/103)

| 質問事項 | | はい | いいえ | 無回答 | 具体的な内容 | |
|------|----------------------|--|-----|-----|--------|---|
| A | 校務分掌についてお聞きします | ①あなたの学校には、企画・運営などに関する委員会がありますか | 58 | 6 | 1 | |
| | | ②はいの場合、あなたはその委員会のメンバーですか | 48 | 10 | 0 | |
| | | ③あなたの学校には予算委員会がありますか | 42 | 23 | 0 | |
| | | ④はいの場合、あなたは予算委員会を運営していますか | 40 | 2 | 0 | |
| | | ⑤あなたの学校には、事務部・管理運営部の総括者がいますか | 21 | 42 | 2 | |
| | | ⑥はいの場合、あなたは総括者ですか | 17 | 4 | 0 | |
| | | ⑦校内の分掌などで主査として意識して仕事をしていますか | 61 | 4 | 0 | |
| | | ⑧学校経営への参画を意識していますか | 64 | 1 | 0 | |
| | | ⑨学校経営において管理部門を総括するために学校に主査級の事務職員を配置する必要があると思いますか | 57 | 3 | 5 | |
| B | 小中一貫(連携)教育についてお聞きします | ①小中一貫(連携)教育に関わることは必要だと思いますが現在関わっていることがありますか | 25 | 39 | 1 | ○ |
| | | ②小中一貫(連携)教育に関わることは必要だと思いますか | 60 | 1 | 4 | |
| C | 共同実施(事務連携)についてお聞きします | ①あなたの市町村では共同実施(事務連携)を実施していますか | 44 | 21 | 0 | |
| | | ②はいの場合取り組んでいる内容は広がっていますか | 31 | 11 | 2 | |
| D | 渉外についてお聞きします | ①地域連携業務へ参画していますか | 26 | 36 | 3 | ○ |
| | | ②PTA業務での役割はありますか | 40 | 25 | 0 | ○ |
| E | その他 | ①市町村に主査会を設置する必要があると思いますか | 58 | 5 | 2 | |
| | | ②今後主査の新たな職務としてどのようなものが考えられますか | | | | ○ |
| | | ③主査の役割とは何ですか | | | | ○ |
| | | ④若い世代の人たちが、やりがいや将来展望が持てる学校事務とはどんなことですか | | | | ○ |
| | | ⑤最後に大阪府主査会への要望をお書きください | | | | ○ |

* ○印は、記述としてまとめました。

個人へのアンケート記述内容

()は人数

B-①小中一貫(連携)教育に関わることは必要だと思いますが現在関わっていることがありますか(25)

- 1 事務部会の責任者 (4)
- 2 推進委員会の事務局 (3)
- 3 事務連携(児童・生徒情報交換) (3)
- 4 推進会議への参加 (3)
- 5 合同研修会の運営等 (2)
- 6 共同実施 (1)
- 7 学校教育自己診断の集約 (1)
- 8 「きめ細」の研究 (1)
- 9 校区内交流 (1)
- 10 小中一貫教員の服務、厚生 (1)
- 11 カレンダー作成 (1)
- 12 小中一貫教育委員会のメンバー (1)
- 13 配当予算の執行 (1)
- 14 無回答 (2)

D-①地域連携業務へ参画している場合の具体的な業務(26)

- 1 校区連携推進委員会委員など (8)
- 2 行事への参加 (4)
- 3 地域パトロール (1)
- 4 学校教育支援者との連絡調整 PTA活動との連携 (1)
- 5 校区カレンダー発行 (1)
- 6 校区フェスタのスタッフ (1)
- 7 子ども広場活動の本部スタッフ (1)
- 8 PTA活動 (1)
- 9 小中一貫教育の活動スタッフ (1)
- 10 無回答 (7)

D-②PTA業務での役割がある場合の具体的な業務(40)

- 1 会計、会計補など (29)
- 2 各種委員会の委員 (3)
- 3 PTA会員名簿データの管理 (2)
- 4 書記、書記補 (2)
- 5 補助金関係 (1)
- 6 連絡調整 (1)
- 7 相談受付窓口 (1)
- 8 行事への参加 (1)

E-②今後主査の新たな職務としてどのようなものが考えられますか(65)

- 1 児童生徒等情報管理 (11)
- 2 学校評価 (8)
- 3 教育課程進行管理 (4)
- 4 地域・保護者をつなぐ役割 (3)
- 5 地域連携、小中一貫連携の事務局 (2)
- 6 新教育課程に伴う教材備品の資料提供 (2)
- 7 準公金(学校納入金)問題 (2)
- 8 中学校ブロックでのリーダー役(共同実施、事務連携の推進役)
- 9 危機管理 (2)
- 10 HP、学校ガイド等の情報発信 (1)
- 11 教育活動以外の総括者として、学校経営に参画する (1)
- 12 学校全体の個人情報や文書管理 (1)
- 13 教育に関連する業務 (1)
- 14 小中連携、小中一貫の学校間をつなぐ (1)
- 15 学校財務管理 (1)
- 16 修学旅行等の業者選定 (1)
- 17 地域連携への参画 (1)
- 18 教育環境改善 (1)
- 19 就学支援 (1)
- 20 無回答(19)

E-③主査の役割とは何ですか(65)(複数回答)

- 1 校区ブロックの中心的役割(まとめ役) (13)
- 2 学校運営でのコーディネート役(人、物、金、情報) (9)
- 3 事務部門の総括者 (6)
- 4 事務の指導主事的な役割(人材育成、研修企画、教育委員会との調整窓口) (6)
- 5 学校の課題について、解決策を提案すること (5)
- 6 若い世代の人たちを育成する (5)
- 7 学校経営スタッフ (4)
- 8 校区の地域連携の窓口や教育推進役(コーディネーター) (3)
- 9 小中一貫教育の条件整備を推進する役割 (2)
- 10 管理職の補佐的な役割 (2)
- 11 市内の課題解決のためのまとめ役 (2)
- 12 学校財務の管理者 (2)
- 13 情報発信 (2)
- 14 事務職員の課題を示し、取組をすすめること (1)
- 15 一定のレベルの仕事をごこなせる知識、能力の向上につとめる (1)
- 16 校内事務を支える立場 (1)
- 17 法令に基づいた職務遂行の啓発 (1)
- 18 教えること以外のすべてに関わる (1)
- 19 学校事務業務と他業務との調整 (1)
- 20 他市の主査に学ぶ (1)
- 21 環境づくり(施設面、教材備品の充実) (1)
- 22 管理職、教員のサポート (1)
- 23 自身の実践を踏まえた情報発信 (1)
- 24 市教委との連携を強化し、行政と学校がともに育っていく環境づくり (1)
- 25 主事、副主査、臨時主事のよるべとなる存在 (1)
- 26 信頼されるべき立場になる (1)
- 27 若手から目標とされ、あこがられる存在 (1)
- 28 後輩の相談役 (1)
- 29 若い世代の事務職員に歴史や役割を継承していく (1)

E-④若い世代の人たちがやりがいや将来展望が持てる学校事務とはどんなことだと思いますか (65) 複数回答

- 1 学校経営に参画する (4)
- 2 学校事務職員の職務が教育の充実につながっていると実感できること (4)
- 3 制度として確立されていること (3)
- 4 校内で一定の権限と責任のある仕事をする (3)
- 5 学校経営スタッフとして、管理職や教職員に認められること (3)
- 6 学校事務職員の仕事への位置づけが全教職員に理解されること (3)
- 7 仕事確立できなければいけない (3)
- 8 新しい発想力を持った学校事務 (2)
- 9 事務職員の特性を活かした経営参画ができる学校事務 (2)
- 10 責任と権限の明確化 (2)
- 11 処理業務中心から企画・調整事務へ (2)
- 12 自分のかかわった仕事校内で機能し達成感が持てること (2)
- 13 経験に応じた任用がはかれること (2)
- 14 校内でたよりにされていることを実感できること (2)
- 15 責任をもって職務を果たしていくこと (2)
- 16 信頼される業務内容 (2)
- 17 仕事のレベルに応じた給与体系 (2)
- 18 市教委と交流しながら、学校教育に貢献すること (2)
- 19 事務職員のつながりを深め、何でも話し合える関係をつくること (2)
- 20 行政職員として、主体的に学校長を補佐し、学校教育充実のため取り組んでいく存在 (1)
- 21 教科、地域、学校、横断的な取組の事例を示すこと (1)
- 22 学校運営の改善ができ、実績が積める。(年齢に関係なく) (1)
- 23 専門的な分野をもつ (1)
- 24 思いっきり自由な発想で学校事務(学校のスタッフ)として、創造してもらいたい。「学校事務」の魅力は∞(無限大)である (1)
- 25 職務内容が明確化されること (1)
- 26 確実な事務処理と、積み重ねが発展的な仕事につながると伝える (1)
- 27 意欲と能力を発揮できる職務領域があり、広げていけるシステムである (1)

- 28 自らの目標に対し課題解決の為の方策を考え、実行できる資質と役割をえること (1)
- 29 教育活動の根幹となる予算の中心的な役割 (1)
- 30 仕事への「やりがい」&「展望」とは、自分で「造る」ものだと思う (1)
- 31 「主査」としての職務が個人ではなく、職として評価されること (1)
- 32 共同実施の確立 (1)
- 33 予算執行事務から予算要求、編成事務へ (1)
- 34 高い給料の取れる高い能力を発揮する行政官になる必要がある (1)
- 35 事務長、あるいはブロック長、主幹に権限を持たせ、教育部門から独立できたらと思う (1)
- 36 権限と責任の伴う職種であり、学校経営総括できるポジションであること (1)
- 37 財務裁量権の拡大により、自らの計画運営により、学校の変化が目に見える様な職になればおもしろい (1)
- 38 良い意味で事務の範疇、領域を越える、越えてみせること (1)
- 39 互いにフォローアップできる組織体や研究体があること (1)
- 40 事務として当たり前の業務がこなせる教育環境があること (1)
- 41 行政職員ではあるが、学校という環境にいる以上、子どもと積極的にかかわりながら業務を進める (1)
- 42 組織的な業務のあり方を探究していく必要がある (1)
- 43 研修の充実、任用問題の克服も一方で必要なことである (1)
- 44 教職員、保護者とコミュニケーションがとれること (1)
- 45 貧困家庭との関わりに中心的役割をはたすこと (1)
- 46 主査の役割が組織的に確立しており、それが実感できること (1)
- 47 モチベーション、楽しさが仕事をする中で芽生え、育っていくこと (1)

E-⑤最後に大阪府主査会への要望をお書きください(抜粋)

- 1 主査会が大阪の学校事務の中心だと思えます。理論、実践ともにリードしていく存在として、より発展していくことが望まれます
- 2 府主査会がこれまで取り組んで発信し続けてきたことをこれから若い世代に引き継いでいけるような方策を考えていかなければならないと思えます
- 3 魅力ある主査会をめざし、一人でも多く会員をふやして元気ある元気になる主査会にしてほしいです。

市町村代表者へのアンケート結果

回収率83%(20/24)

| 質問事項 | | はい | いいえ | 無回答 | |
|-----------------------|-----------------------------|---|--|-----|--|
| F 主査の配置についてお聞きします | ①主査の配置について市の方針として配慮がされていますか | 6 | 14 | 0 | |
| | | ↓ (具体的に) | | | |
| | | 小中連携ブロックにバランスよく配置(3) 複数配置(1) 新規採用者と複数配置(4) 臨時主事と複数配置(1) 教育課題校(3) 異動年限を短く(1) その他(0) | | | |
| G 主査の役割についてお聞きします | ①主査の役割の規定や通知はありますか | 11 | 9 | 0 | |
| | | ↓ (具体的に) | | | |
| | | | 学校管理運営規則(9) 職務要綱(2) 標準的職務内容通知(3) その他(0) | | |
| | ②主査(主査会)として担っている役割・責任はありますか | 8 | 12 | 0 | |
| ↓ (具体的に) | | | | | |
| | | 研修会の立案(6) 研修会の講師(6) マニュアル作成(2) その他(企画・運営委員会に出席、市教委への提言活動)(1) | | | |
| H 市町村への取り組みについてお聞きします | ①共同実施に関する定数改善計画書を提出していますか | 9 | 11 | 0 | |
| | ②共同実施、事務連携の研究や実践をしていますか | 8 | 10 | 2 | |
| | | ↓ (どんな役割か) | | | |
| | | ブロック内の責任者(6) 校長、教頭との連絡調整(4) 市町村教育委員会との連絡調整(3) 副主査・主事への助言(6) | | | |
| I 市町村主査会についてお聞きします | ①市町村主査会が組織されていますか | 6 | 14 | 0 | |
| | | ↓ (活動内容) | | | |
| | | 研修会の実施(6) 市町村教育委員会との情報交換(6) 広報活動(2) 総会、会議の実施(5) 大阪府主査会との連携(4) その他(事務職員研修と新任教職員研修の「学校事務について」の企画、立案、講師・市教委への提言活動)(1) | | | |

(資料1)

府立高校 事務分担表 (A 高校の例)

| 担当者 | 分 担 事 務 |
|-----|---|
| 事務長 | <ul style="list-style-type: none">・総括、公印、人事（表彰・研修）・人事内申に関する事・監査、会計実地検査、査察（資料作成除く）・小口現金・郵券管理簿の管理・公務災害・通勤災害に関する事・入学式・体育祭・文化祭・卒業式の案内文送付・PTA等団体徴収金、学校徴収金に関する事・後援会に関する事・寄附採納に関する事・負担金、補助及び交付金・スポーツ振興センター災害給付金 |
| 主 査 | <ul style="list-style-type: none">・予算の調整・編成及び執行管理に関する事（財務課等との調整、校内予算調整を含む）・決算に関する事・監査・会計実地検査の資料作成・公有財産管理（財産台帳・施設維持管理） 公有財産の目的外使用に係る許可及び使用料徴収事務・学校警備に関する事（日誌管理、警備時間表の作成）・学校開放に関する事（開放日程表作成、日誌の取りまとめ及び提出）・学校基本調査等各種調査・統計に関する事・文書主任事務に関する事・工事請負費・維持需用費（校舎修繕を含む）・備品購入費・役務費・委託料・使用料及び賃借料・業者負担の光熱水費徴収事務・卒業証書・台帳作成関係・技師との各種調整・エコ家計簿 |
| 副主査 | <ul style="list-style-type: none">・給与事務 通勤認定・年末調整・特殊勤務手当等の実績報告 期付講師の雇用保険及び社会保険事務 非常勤講師（人材バンク含む）の加算額計算及び実績報告 学校協議会委員報酬 失業者の退職手当・管外・管内旅費・消耗需用費・小口支払基金事務・報償費（定期健康診断応援医師等）・授業料に関する事（収納確認、督促等）・歳入事務（教育実習費、検定料、入学料等）・生徒異動・職員の福利厚生関係（共済組合、互助会等）・被服に関する事・各種証明書発行事務（手数料徴収事務含む）*・文書処理（文書回覧・配布及び管理・遞送便等）* |

(資料2) 【参考】新たな学校事務の業務内容の具体的例示

| | | | | |
|------------|-----------|--|---|---------------------------------|
| 教員から移行する業務 | 教育課程進行管理 | 時数管理 | 年間授業時数の算出、担当時数の管理 年間行事予定作成・日課表作成・時間割編成の補助、 | |
| | 総会計管理 | 保護者負担経費 | (学年費、学級費、児童会・生徒会会費、クラブ活動経費、修学旅行経費、遠足経費、自然教室経費、芸術鑑賞経費、給食費、共同購入教材費、校外活動費、PTA 会費、スポーツ文化活動振興費、部活動)の集金計画立案、集金通知、集金、執行、決算報告 | |
| | | 就学支援費 | 教育扶助費、就学援助費、特殊教育奨励費、奨励金 | |
| | | 募金 | 災害募金、共同募金等 | |
| | | 学校収益金・寄付 | 学校収益金、スクールファンド | |
| | | 関係教育団体会費 | 小中学校体育連盟会費、教育会、教育研究団体会費 各種団体事務局会計 | |
| | | 拾得金 | 拾得金会計処理 | |
| | | 助成金、補助金 | 研究助成金、事業補助金等予算案立案、執行、決算報告 | |
| | 児童生徒情報管理 | 学籍情報 | 児童名簿作成、連絡網作成、出席管理、長期欠席者報告 転入学・転退学関係事務、卒業生名簿、修了生名簿の作成管理 指導要録管理 | |
| | | 教育指導情報 | 知能検査・学力検査・診断テスト・体力調査結果のデータ管理 教科選択調査集計、クラブ選択調査集計、図書・教材データ管理 | |
| | | 家庭状況情報 | 兄弟関係情報、緊急連絡先情報、通学方法情報、所属子ども会 | |
| | | 転学・進路情報 | 転学先学校情報、進学情報、学校選択制度情報 | |
| | その他 | 教育実習支援 | 教育実習生受入、報告、連絡調整 | |
| | | 定例報告 | 調査統計報告 | |
| | | 行事活動支援 | 校外行事・芸術鑑賞行事の情報管理、入札、関係機関・団体との連絡 | |
| | | 研修企画・実施 | 教職員研修企画・実施、教育講演会企画・実施 | |
| | | 研究事業支援 | 研究報告書編集、研究発表会企画・運営 | |
| | 今後求められる業務 | 地域情報管理 | 情報収集・管理 | 外部評価、アンケート、クレーム情報管理、地域情報提供 |
| | | | 連携組織 | 学校評議員会事務局、地域情報交換会事務局、学校運営協議会事務局 |
| 情報発信 | | 学校だより、ホームページ | | |
| 地域学校支援 | | 学校間連携事業、地域運営学校支援、研究校支援 | | |
| 交流・連絡調整 | | 学校施設開放、学校公開行事、行事調整 地域各種団体会議、地域行事との連携、 PTA、学童保育との連携、地域各種機関との連携、 | | |
| 比重が大きくなる業務 | 危機管理 | 緊急事態対応 | 災害・不審者情報収集伝達、緊急通報体制整備 緊急対策会議事務局、報道機関への対応、防止策検討会事務局 事件・事故発生時対応マニュアル、危機対応チェックリスト | |
| | | 安全管理 | 危険箇所情報管理、通学路・スクールゾーン点検、校内施設設備 安全点検、地域安全対策会議、学校安全管理委員会事務局 | |
| | 職員情報管理 | 支援人材情報 | 学校支援ボランティア情報、地域人材バンク情報、 | |
| | | 各種職員情報 | 嘱託員、非常勤講師、兼務発令職員、補充教職員人事情報管理、生活補助員、指導助手、スクールカウンセラー、日本語指導講師外部指導者、派遣非常勤講師、スクールガードリーダー、司書 | |
| 学校経営情報 | 学校評価 | 学校評価企画、データ処理、結果分析、 | | |